

和暦	西暦	おもなできごと
明治14年 (辛巳)	1881	<p>○辛巳1月1日、賀儀例の如し、</p> <p>○2月9日、二十家八板覚之助に金15円を賜ふ、多年麩邸に僕仕して、善く其の職に称かなひ、是に至りて休暇を賜はりて帰郷するを以てなり、</p> <p>○3月10日、公、老し、時丸君嗣ぐ、書を以て之を戸長新納(にひろ)某に告ぐ、(時に公、数へ28才、時丸君6才、理由ハ病弱、近頃は歩行も調ひ難し、)</p> <p>○3月10日、嗣君(時丸君)、伝家の宝刀(国宗の御太刀)を受く、蓋し公室家統授受の旧章なり、</p> <p>○3月24日、県庁、木盃一個及び褒書一紙を種子島久尚に賜ふ、(若宮小学校資として金35円寄付のため)</p> <p>○7月16日、旧臣前田讓蔵、河内時保、渡辺昌蔵、物を献じて家統の授受を祝す、</p> <p>○9月20日、公(時丸君)、始めて若宮小学に就学す、</p>
明治2年 (己巳)	1869	<p>○8月3日、大風、大木抜け、巨石裂け、牛馬死し、民屋倒るもの、勝あげて計(かぞ)ふべからず、始祖受封公より以来、未曾有の災害なり、</p> <p>○8月18日、島中、子多き者に銭を賜ひて以て之を賀す、</p> <p>○8月、詔を奉じて、邑地(りょうち)を官に返し、徒(うつ)りて本藩邸(かごしま)に就く、</p> <p>○8月、旧臣平山寛蔵、知覧幸左、渡辺昌蔵、前田讓蔵等を以て、侍史と為し、公室の世譜、事、明治2年9月以下に係るものを記録せしむ、寛蔵等、其の書法なほ旧慣に仍らんことを請ふ、許さる</p> <p>○8月、施條銃各々一挺及び武庫蔵する所の諸品を諸士に賜ひて、以て別意(りべつ)のころを寓す、甲冑、通計五百領有奇、大小銃数千挺、其の餘の兵器、一として備具せざるなし、多くは先君究竟公の嘗て儉素節用、以て製造完繕する所に係ると云ふ、</p> <p>○8月、公、二十家に厨船一隻を賜ひて以て其の家計を助く、</p> <p>○是の秋、大風、民飢う、副役蓑田氏、諸村を巡視して、大いに其の租額を減ず、蓋し、以て民心を収むるなり、愚民頗る悦ぶ、然れども遂に接濟する(ひきつづきすくふ)能はず、屢々糶を本藩に乞ふ、官、慳(やぶさか)にして敢へて多くは与へず、且つ舟船ノ往来、或いは数旬を経へ、ほとんど野に餓孳(うえじに)にするものんとす、</p> <p>○是より先、官、仏教を排斥す、是に至りて、本島所在の梵刹釈寺、悉く廃毀に従ふ、</p> <p>○11月13日、家屋一角(往時御近所)を毀ちて、之を市来某に売る、其の価二千四百四十二貫五百文、</p> <p>○11月17日、公、俗字を報七郎と更む、</p>
安政4年 (丁巳)	1857	<p>○丁巳1月1日、国上村、野老(ところ)を献ず、</p> <p>○1月2日、国上村、介族を献じ、庄司浦、鯨(とこぶし)を献ず、</p> <p>○1月15日、死骸、島間浦に漂到す、締方横目田中十郎右エ門、安藤作左エ門、我が横目羽生仙蔵能通、西村七郎時義、往きて之を検す、事を官に聞す、</p> <p>○2月22日、西之村堅石塩戸の休助宅、火、馬を焼く、延いて隣家に及ぶ、宗門手札恙なし、事、官に聞す、</p> <p>○一向宗を按察して官に告ぐる事例の如し、</p> <p>○3月15日、鯨を島間浦野原に獲たり、</p> <p>○3月15日、異国船入港の候なるを以て、国老柘山伊織久成等、長崎奉行の令を伝ふること例の如し、</p> <p>○4月15日、学校を内城(旧榕城中)に創建し、講談役をして生徒に教授せしむ、</p> <p>○5月16日、海豚(いるか)1頭を長浜に獲たり、</p> <p>○5月27日、油久村阿高磯の塩戸、海豚(いるか)1頭を獲て、之を納む、</p> <p>○6月、祖母夫人(松寿院)、慶長中、庄内の役に我が先臣の難に殉ずる者の為に、石を立てて以て之を祭る、</p> <p>慶長4年亥ノ冬、庄内の賊、安永城に據る、我が家臣戦死する者若干人、実に是の歳の12月8日なり、今此の塔を建てて其の姓名を記し、以て薦福と為す、</p> <p>○7月23日、上中之村配所公儀の流人平兵衛、亡匿す、搜索すれども獲ず、之を締方横目(姓名を失す)に告ぐ、</p> <p>○7月29日、大颯(つむじ)、在港の諸船、皆覆没し、陸上置く所の八幡丸、掀舞(きんぶ)すること数回にして敗壞す、屋を倒し、稼を傷ふ、其の餘、石裂け、木抜くるもの、枚挙すべからず、</p> <p>○耶蘇宗(キリスト教)を按察して官に告ぐる事例の如し、</p> <p>○8月16日、祖母夫人、福山に到りて、牧馬を駆るを覧る、</p> <p>○8月22日、祖母夫人、福山より帰る、</p> <p>○8月29日、榎本半次宅、火(火事)、焼死し、宗門手札焼失す、締方横目(姓名を失す)、我が横目種子島友之助政教、種子島平蔵時宜、之を検す、状を官に聞す、</p> <p>○9月4日、今歳颯(つむじかぜ)あり、穀実らず、平山村、上里村、荃永村、坂井村、油久村、島間村、増田村、西之村、下中村、上中村、下西之表、上西之表、安納村等、租を減ずること各々差あり、通計350石6斗9升7合、</p> <p>○9月8日、祖母夫人(松寿院)、さきに戦死追遠塔を荘内に建て、金200疋を某等に遣はして以て祭資と為す、</p> <p>○9月15日、官、郡山郷士森永運次、種子島加次右エ門の臣前田七左エ門をして、石炭を我が島に探らしむ、獲ず、</p> <p>○9月18日、五穀登(みの)らざるを以て、諸村、大山野の租額を減ず、各々差あり、</p> <p>○10月19日、信基公、信式公、信真公の法諱を上(たてまつ)る、</p> <p>○11月28日、染布一端を阿世知市郎に与ふ、銃を献ずるを賞するなり、</p> <p>○12月5日、祖母夫人、砂糖一桶、焼酎400杯を平山村の丁夫に与ふ、是れ決河の役を助くるものなり、</p> <p>○12月8日、海豚(いるか)19頭を城之浜に獲たり、其の形、鯨に似たり、之を締方横目に告ぐ、</p> <p>○12月23日、祖母夫人(松寿院)、思ふ所あり、祠を平山村に造りて、所殿を祭り、宝光権現と追号す、金2円を納めて以て祭資と為す、</p>

<p>弘化2年 (乙巳)</p>	<p>1845</p>	<p>○乙巳1月1日、国上村、野老（ところ）を献ず、 ○1月2日、国上村、瀬物を献じ、現和村の庄司浦、鯉（とこぶし）を献ず、 ○1月21日、増田村ノ小塩屋ノ塩戸の三次郎宅、火、宗門手札を焼く、事、官に聞す、 ○2月、事、官に聞す、一向宗を按察して官に聞ぶんすること例の如し、 ○2月末日、納官村松下太郎次宅、火（火事）、延いて隠栖（へり）に及び、老母焚死す、事、官に聞す、 ○3月15日、現和村の鹿三次、利銭七百文、野間村柳田伊平次三貫文、現和村近政の喜次郎六貫文を納む、各々法を犯して、莪朮（がじゅつ）を現和村近政の孫吉、嘉次郎に売るを坐（つみ）するなり、 ○壺泊浦の嘉次郎、獄に下すこと100日、法を犯して莪朮（がじゅつ）且および牛馬の皮を商ふを坐するなり、 ○現和村の故（もと）庄屋羽生市郎、村吏鮫島休次、榎本貞七、小山田嘉藤次を叱す、法令を伝ふること厳ならず、村民をして牛馬の皮及び莪朮（がじゅつ）を商はしむるを以てなり、 ○壺泊浦の長吉、獄に下すこと100日、西市の仁三郎が請に応じ、彼が法を犯して買ふ所の莪朮（がじゅつ）を己が小舟に載せ、同所の平太郎と共に馬毛島に赴き、仁三郎が開港するを待ち、洋中に於て、之を移載す、且つ牛馬の皮を買ひて永徳丸に載せ、大阪に遣りて之を商ふ、故に茲に及ぶ、 ○3月17日、浜津脇の平次、科銭四百文を納む、禁ずる所の莪朮（がじゅつ）を己が家に貯ふるを坐（つみ）するなり、 ○4月15日、異国船来るの候なるを以て、国老調所笑左衛門、猪飼央、島津登、菱刈安房、島津主計、長崎奉行の令を伝ふること例の如し、 ○4月22日、官、青銭百疋を島間浦の水手孝助に賜ふ、大島の飛船、種子島に於て風浪の難に会ふ、孝助、独り游泳して彼の船に乗り、能く保護するを賞するなり、 ○5月9日、異国方用人島津市十郎、糸荷船漂来の日の処置の法を示し、且つ異国の貨を商ふことを禁ず、例の如し、 ○7月20日、公儀の流人仙吉、牢中に死す、之を検見して、事、官に聞す、 ○8月6日、公儀の流人僧角文、死す、之を検見して、事、官に聞す、 ○8月24日、公儀の流人小重太、竹蔵、富三郎、幸吉、西之村の岩次郎なる者の舟を盗み、之に乗りて出奔す、初め10日の夜より其の在る処を知らず、遍く搜索すれども得ず、 ○9月11日、鯉船（かつおぶね）一艘、油久村長浜に漂来し、頗（すごぶ）る破壊す、事、官に聞す、 ○11月4日、油久村足軽羽生喜三太、羽生喜次郎宅、火（火事）、宗門手札等、恙（つつが）なし、 ○洲之崎浦の休太郎、馬毛島に釣して帰らず、乗る所の舟、納官村牧川に漂来す、 ○12月6日、西之村の飛脚、到来し告げて曰く、昨5日、清船漂来すと、是に於て異国方掛家老上妻小左衛門定直他数名、西之村に到りて監視す、小船数十を催して之を牽き、路を東海に取りて、8日、赤尾木港に達す、快船を飛ばし、下村貞之助をして本府及び山川に告げ、且つ清人、字を識る者無く、諭単人名冊等を得ること能はざるを訟へしむ、官、議して、往年、清国人兩人、小舟に駕して漂来す、字を識る者無きが故に、此の地の人をして代って之を書かしむるの例ありとて、訳者代って之を書くことを許さる、</p>
<p>天保4年 (癸巳)</p>	<p>1833</p>	<p>○癸巳1月1日、国上村、野老（ところ）を献ず、 ○2日、国上村、瀬物を献ず、現和村庄司浦、鯉（とこぶし）を献ず、 ○1月2日、泉州堺ノ木屋平兵衛の船明吉丸、船長嘉兵衛、水手八人、安城村に漂到す、唐貨を運送せんが為に、長崎に在りて筑後に赴かんと欲し、12月19日、長崎を開港（ふなで）す、洋中、難風に遇ひて数日漂流、幸いに好風を得て此の地に漂到すと云ふ、 ○1月21日、官、三位公（島津重豪）の疾病を松寿院殿に聞ぶんすべしと命ず、 ○2月19日、官、三位公の疾ヒ益々病（おもい）なるを以て、各々尊敬する所の神社に禱爾して、その符命を献ずべしと命ず、 ○2月22日、国老諏訪治部武教、三位公の訃を告げ、且つ殺生、停楽等を命ず、 ○29日、平山村百姓次郎太宅、火（火事）、人馬、宗門手札等、恙（つつが）なし、 ○一向宗を按察して官に告ぐ、例の如し、 ○3月28日、中西之表荒木休右衛門宅、火（火事）、人馬、手札等、恙（つつが）なし、 ○4月8日、医を為す者は、本府（カゴシマ）の格を以て、市街中に住することを免ゆるす、 ○本府（カゴシマ）に於て種子島次郎左衛門、道之方ノ師範木村清左衛門に就いて大的（おまと）の伝を受くるが故に、的始（おまとはじめ）の射手に役（えき）する輩は、次郎左衛門に就いて宜しく之を学ぶべしと命ず、 ○15日、異国船来るの候なるを以て、国老二階堂主計行典、川田信濃佐摸、諏訪治部武教、島津丹波久長、島津但馬久風、長崎奉行の令を伝ふ、 ○国老島津但馬久風、命を伝へ、大坂の流人、この地に放たれて来るを告ぐ、 ○5月14日、大雨、油久村、増田村、安城村、島間村、田地大いに壊る、 ○6月15日、盆前二道路を掃除するを免ず、凶歳を以てなり、 ○増田村、平山村、安城村、西之村、中之村、蝗（いなご）あり、田地大いに損ず、 ○7月、鬼利支丹宗を檢察して官に告ぐ、例の如し、 ○8月13日、米各々一石を、西之表村、住吉村に賜ふ、今歳大いに饑うえ、村里尽く救米を請ふ、 ○8月20日、大雨、洪水、西之表村、現和村、安城村、野間村、荃永村、平山村、坂井村、増田村、納官村、島間村、田園を傷ふこと、勝（あ）げて数ふべからず、其の損に随って賦税を減ずること差あり、 ○9月13日、横目伊集院治左衛門、同心13人、大坂の流人12人を護送し来る、即ち之をして配所の地に遣（や）らしむ、 ○9月24日、油久村の周之進、喜太郎宅、火（火事）、人馬及び宗門手札、恙（つつが）なし、 ○10月6日、凶歳なるを以て、大山野賦税を免ず、 ○13日、米三石を住吉村に与ふ、毎歳、貢税を怠らず、頻年（ひんねん）、凶歳にて、村々、救米を請ふと雖も、敢へて請はず、飢うる者あれば、隣里親戚、之を助け救ふ、且つ今歳、洪水大いに田地を傷ふ、諸村、府庫の助けを得て之を修築す、住吉村に於ては、府庫の力を待たずして之を修治す、故に之を賞するなり、 ○24日、納官村ノ浜津脇浦の休七が船（三枚帆）、平木（ひらぎ）を載みて、屋久島宮ノ浦より帰帆の中途、逆風に遇ひ、頼娃牧之内村に於て破船す、事、官に聞す、</p>

文政4年 (辛巳)	1821	<p>○辛巳1月1日、国上村、野老（ところ）を献ず、</p> <p>○1月2日、国上村、瀬物を献じ、現和村ノ庄司浦、鯉（とこぶし）を献じ、</p> <p>○1月16日、凶歳なるの故を以て、費用を省き、儉約を事とし、宜しく下民を救ふの用に備ふべきことを命ず、</p> <p>○1月16日、上下（かみしも）各々一領を羽生六郎左工門、岡留平七に与ふ、六郎左工門は古田村の風俗を正すの勞あり、平七は数十年直衛を怠らざるが故に之を賞するなり、</p> <p>○2月11日、武芸を学ぶ者、其の伝を得と雖も、ひそかに師と為るを許さず、即今師たる者は、「某の年、其の伝を得え、いつれの年より師と為る」の事を書して、之を以聞せよと命ず、</p> <p>○武術師範の族（やから）、師と為るの由来を書して之を呈す、</p> <p>○3月24日、山県平四郎を叱る、法を犯して牛皮を商ふが故なり、</p> <p>○4月15日、異国船来きたるの候なるを以て、国老新納内蔵久邦、島津安房久備、長崎奉行の令を伝ふること例の如し、</p> <p>○6月20日、米二斗を笹河弥五右工門に与ふ、初めて材を運送するの筏を作り、其の用大いに便利あるを以てなり、</p> <p>○耶蘇宗（キリスト教）を監察して官に告ぐること例の如し、</p> <p>○晦日、大風大いに禾（いね）を傷ふ、</p> <p>○8月13日、凶歳なるを以て、馬追の式を止とゞめ、馬役を遣はしてただ2歳に及ぶ駒を執とらへしむ、</p> <p>○11月4日、先例に随って一島の風俗を巡察することを為す、</p> <p>○11月23日、国老島津安房久備、命を伝へて、牛馬を殺すことを禁ず、</p> <p>○一向宗を按察して官に告ぐること、例の如し、</p> <p>○12月5日、竹之川ノ塩屋、火（火事）、人馬等恙（つつが）なし</p> <p>○17日、18日、西町の俳優（しばい）を城内に観る、</p> <p>○19日、上西之表、中西之表、下西之表の野楽を本源寺に観る、</p> <p>○28日、国老、市田長門義宜、「頃日ちかごろ、官に呈するの書中、多く月を記して日を記さず、向來、すべからく月日を記すべきこと」を命ず、</p> <p>○一向宗を按察して官に聞すること例の如し、</p>
文化6年 (己巳)	1809	<p>○己巳1月1日、菖蒲茶を奥座に喫す（家老、物奉行、用人侍座、食羹酌酒等の式あり、元日より三日に至る）、</p> <p>○1月8日、旧例の歌会を罷む、儉を以てなり、（本源寺、慈遠寺、大会寺、城内、皆同じ）、</p> <p>○2月17日、公、浜崎屋敷一円及び家を於隣君に賜ふ、</p> <p>○2月、現和村の鍛冶仲右工門、吾が船を造るの日、常に雇錢を受けずして鉄釘を製し、府庫の費を給するを以て、これを足軽と為し錨姓を与ふ、</p> <p>○4月15日、異国船来るの時なるを以て、国老島津登、額娃信濃、長崎奉行の令を伝ふること、例の如し、</p> <p>○5月、大坂より公儀の流人10人可ばかりを國中（ハンナイ）に放たんとす、流人到るの日、45人を種子島に、56人を屋久島に放たんとす、ゆゑに預め領主及び屋久島奉行に命ずべしとなり、</p> <p>○6月、久柄、令を下して一島の風俗を正す、</p> <p>○6月、大坂より罪人嘉四郎、作兵工、新兵工、好右工門、吉兵工、放たれて来る、</p> <p>○7月5日、増田村の乙五郎、窃盗するを以て、これを牢に繋ぐ、</p> <p>○9月5日、夜亥ノ時に当りて火、本源寺拜殿より起りて、祖師堂、釈迦堂燬ことごとく灰燼となる、</p>
寛政9年 (丁巳)	1797	<p>○3月18日、公の令女生る、後に於隣おちか殿と名づく、（母は公の侍妾須賀）、</p> <p>○4月15日、異国船来るの候なるを以て、国老高橋縫殿、伊勢播磨、菱刈大炊、川上久馬、長崎奉行の命を伝ふること例の如し、</p> <p>○6月1日、久柄登城、於隣殿をして嫡子鶴袈裟に嫁せしめ、且つ6日宜しく親迎しんげいの礼を行ふべきことを命ぜらる、国老川上久馬、之を伝ふ、</p> <p>○6月6日、朝、久柄登城、夫婦及び鶴袈裟、鯛各々一折を公の母夫人に献ず、且つ久柄は帷子一領、帯二條を、婦人は縮緬二卷（紅一、白一）を、久芳、直袈裟、伊勢隼之助ノ妻（久柄第一女武良）、久柄第二女（左登）は各々金子百疋を於隣殿に贈る、午ノ時に於隣殿を迎ふ、この時久柄夫婦及び鶴袈裟、二女子（武良、左登）品物を賜はる、御側用人岡本仙右衛門、之を伝ふ、</p> <p>○9月29日、久芳及び佐八郎、諸士の武芸を広間の庭上に見る、</p>
天明5年 (乙巳)	1785	<p>○4月15日、異国船来るの候なるを以て、国老宮之原主膳、島津仲、島津近江、長崎奉行の令を伝ふ、例の如し、</p> <p>○5月10日、洪水、島中、田を損ずること16町2反6畦29歩、</p> <p>○6月11日、笹川助八、国制を犯して鉄砲を麓に放つを以て、寺入24ヶ月、</p> <p>○6月15日より23日に至るまで、中島に雫（あまごい）す、雨ふらず、24日、甲女川に雫（あまごい）す、25日に至りて雨ふる、</p>
安永2年 (癸巳)	1773	<p>○2月29日、平瀬新右衛門を組土と為す、治工（鍛冶）</p> <p>○閏3月3日、安城村妙泰寺、火（火事）、官に聞すの功を以てなり、</p> <p>○4月、異国船来るの候なるを以て、国老島津仲、喜入主馬、樺山左京、島津左中、長崎奉行の令を伝ふること、例の如し、</p> <p>○6月22日、唐船（福建省アモイ、船頭崔輝山、水梢等共に67人）、坂井村熊野の前洋に漂到す、有司、かの地に到り、扁舟50余艘をして、ひいて赤尾木ノ港に入れしむ、乃ち小舟2隻（足軽2人、水手12人）を以て之を守らしむ、25日飛船を以て官に告ぐ、29日、川内珠右衛門時賢、下村宇左衛門時面、足軽2人、舵工2人、夥長、総喃各々1人、小舟20隻をして、山川に護送せしむ、之を麩府の唐船警固人川辺平八に属して帰る、</p> <p>○10月24日、官、命じて、府元ふもとの土、困窮するの故を以て、重つみ米の賦を免ぜらる、</p> <p>○10月29日、島間浦の新次郎宅、火（火事）、餘煙60家に及ぶ、事、官に告ぐ、</p>
宝暦11年（辛巳）	1761	<p>○1月19日、夜、安城村百姓源左衛門宅、火（火事）、餘煙五家に及ぶ、事、官に告ぐ、</p> <p>○4月11日、異国船来るの候なるを以て、国老鎌田隼人、島津図書、長崎奉行の令を伝ふ、</p>
寛延2年 (己巳)	1749	<p>○去る辰の秋より、島間浦の水手甚助、屋久島長田村を徘徊す、事、麩府に聞え、其の故を問はる、即ち、これを拷問して、其の状を麩府に達く、而るに2月15日病死す、又之を麩府に告ぐ、</p> <p>○3月12日、浜津脇水手佐七、小舟を盗んで出走す、時に屋久島在番鎌田弥右衛門、屋久島に在りと告ぐ、即ち物頭前田六郎右衛門盛容、足軽三人を遣はす、之を捕へて帰る、水問して未だ其の故を白せざるに死す、又之を麩府に達す、</p> <p>○4月、異国船来るの候なるを以て、国老（姓名不詳）、長崎奉行の命を伝ふ、</p> <p>○5月26日、蝗（いなご）多きを以て、浮屠（僧侶）をして之を禳（はらは）しむ、</p> <p>○6月15日、締方検使鬼塚猪右衛門、船数を点検す、</p> <p>○6月20日、甲女川に雫（あまごい）す、</p> <p>○7月2日、洪水、荃永村、平山村、田地多く破壊す、</p> <p>○7月7日、流人万吉、病死す、麩府に白す、</p> <p>○8月17日、平山村の百姓次郎左衛門、色に耽り、油久村の羽生喜三左衛門の女を傷きづつくるを以て、獄に囚とらふ、</p>
元文2年 (丁巳)	1737	<p>○6月2日、吉貴公、樺山主計久初を以て、太守継豊公の令愛(名は於貞君)を、宜しく久基之を生育し、猶養女のごとくすべきことを命ぜらる、敬つつしんで之を拝謝す、</p>
享保10年 (乙巳)	1725	<p>○4月(11日)、異国船来るの時なるを以て、国老伊集院藏人、島津空、島津大蔵、長崎奉行の命を伝ふ、例の如し、</p> <p>○5月24日、官府の山奉行、吾が麩府邸の家老(家老前田六郎右衛門病めるを以て、篠川半太左衛門、之に代る)を召し、御勝手方高橋外記の書を以て、種子島材木の事を命ず、</p>

正徳3年 (癸巳)	1713	○3月9日、琉球を監せんことを命ぜらる、国老島津帯刀、之を伝ふ、 ○5月、久基、鉄山師河辺の士、春田半左衛門、逆瀬助右衛門及び百姓3人を招いて、鉄を現和村に鋳い、土人をして練習せしむ、8月6日5人帰る、 ○閏5月20日、二階堂太兵衛、屋久島より来りて船を検す、(船数大小111艘)、 ○9月27日、吉貴公、久基の邸に光臨す、久の字を賜ひ且つ八朔の献上、諸家に混ぜざるの命あるを以て、之を謝し奉らんが為に、9月17日請ひ奉りしなり、家老以下、公に拝謁すること旧の如し、
元禄14年 (辛巳)	1701	○2月13日、久時唐画一軸(大豎物、図は人形松竹、賛あり)を本源寺に付す、 ○6月18日、伊時江府を辞して薩陽に帰る、 ○8月11日、大風、島中飢饉す、 ○8月11日、大風、島中飢饉す、 ○8月19日、時成の母、麿府の邸に死す、法名智光院妙経、20日正建寺に葬る、引導は隆興寺大光院日勝(時に祈念僧たり)、 ○8月24日、智光院の訃音至る、殺生・音楽・遊山を禁ずること35日、 ○10月8日、智光院の四十九日法事を修す、日清大姉・日成大姉の祭礼に準ず、 ○11月26日、27日の両日、智光院百ヶ日を修す、(祭礼、前に同じ)、 ○天和以来、諸士、高五分一を納む、(事は前に見えたり)、而して漸く窮して仕官し難し、故に之を返し与ふ、
元禄2年 (己巳)	1689	○慈遠寺本堂再興す、 ○6月28日、光久公江府を発し、久時行に従ふ、 ○一島飢饉、去年より今年に至るまで竹、実を生ず、之を取りて食と為す、味米の如し、其の竹ことごとく枯る、 ○8月朔日、義時の男子生る、熊袈裟と名づく、 ○10月27日、久時、資用給せざるを以て十有三四年旅行を免ぜられことを請ふ、
延宝5年 (丁巳)	1677	○3月4日、左近を改めて蔵人と号す、甲府の虎松君の左近中将に任ぜられしを避けてなり、 ○4月18日、本誓院日奥を以て本源寺と為す、 ○12月、江戸の内田新六、其の弟平助、七之助、同氏彦九郎、同氏新八、同氏才三郎、流されて来たる、(共に將軍の御鷹を養ふ者なり、將軍嘗て百姓等の鉄砲を持つことを禁ず、然るに私領の百姓鉄砲を持つ者ありて発覚す、故に按察の疎なるを以て之を流す)、 ○此の地、流人多く、養ひ難きを以て之を官に訴ふ、故に官、内田新六以下6人の糧を給す、 ○將軍、猪鹿の類、農を害せば則ち之を駆逐し、若し止まざれば則ち之を殺せと命ず、(毎歳2-3回、1回に人数50人、狩毎に獲る所の獸幾ばく、骸を某の山、某の処に埋むと記し、家老、目付証印を以て官府に稟白ひんぱくす)、 ○7月21日、久時及び婦人、義時麿府より到る、 ○7月28日、鮫島分右衛門、宿怨を以て山崎太郎兵衛を殺し、即ち自殺す、 ○上妻七兵衛隆直に命じて系図(一卷)、文書写(一卷)、軸物(一卷、義弘公誓書)、庶流系図(一卷)、家譜(元祖信基より18世久時に至る)を正さしむ、麿府の史官太田氏・河野氏・伊地知氏に就いて之を考訂す、延宝元年筆を起し今年に至りて成る、之を賞して白銀10枚を与ふ、
寛文5年 (乙巳)	1665	○3月15日、光久公、久時の邸に光臨、 ○3月18日、久時、刀一腰(肥州忠国)、弓三張を本源寺に付す、心願あるを以てなり、 ○10月、前の家老知覧忠親死す、 ○川上五藤兵衛、宮原五兵衛、来って鬼利支丹宗を検察す、
承応2年 (癸巳)	1653	○1月7日、太刀を献す、 ○3月22日、伊勢兵部忠昭、華鮮院妙尊大姉(忠時の姉)の三十三回忌を正建寺に修す、忠時折一合、樽一荷を奠す、 ○3月6日、栄時江府より麿府に帰る、 ○6月5日、忠時父子麿府より帰る、 ○9月10日、寺山又左衛門久貞、肝付三郎兵衛兼親来って鬼利支丹宗を検察す、11月晦日麿府に帰る、 ○今冬、忠時の病痢(病氣)を以て、麿府の医師鮫島宗仙来る、
寛永18年 (辛巳)	1641	○遠藤権之助家僕を使として新年を江府に賀せしむ、 ○忠時、上妻惣左衛門秀隆をして、麿府(げいふ：鹿児島)に移居し、留守居たらしむ、(妻子共に移る)、 ○河東九郎兵衛時成、肥後休兵衛英信をして、唐船を麿府に送らしむ、時に官府の命を蒙り、又之を長崎に送る、3月16日彼の地に赴く、 ○3月19日、忠時麿府に赴く、 ○4月6日、忠時、光久公の使節と為りて江府(ごうふ：江戸)に赴く、家老美座四郎左衛門時運、其の余53人之人に従ふ、5月8日江府に到る、同11日登城、同13日御本丸に於て將軍家光公に謁し奉る、公、口命くちづから尊答あり、且つ御道服及び時服を賜ふ、 ○6月27日、江府より麿府に帰る、 ○黒船、長崎ノ津に漂来す、 ○11月、唐船莖永に漂来す、 ○慈遠寺の祖師堂及び拝殿再興す、
寛永6年 (己巳)	1629	○己巳、家老平山内膳友嘉を以て茶入(茄子と号す)を家久公に江府に献す、 ○2月2日、伊勢貞昌翰を贈る、左に贈る、左に記す、
元和3年(丁巳)	1617	記載なし
慶長10年(乙巳)	1605	○乙巳、久時、忠恒公に盟書を献す、左に記す、
天正21年または元禄元年 (癸巳)	1593	○壬辰1月、上妻家長歩卒を領して名古屋に到り、陣塞數十を造営す、4月帰島す、 ○4月、諸将名古屋ノ港を開ふなでして朝鮮に到る、久時も亦義弘公に属して渡海すべきの台命を奉ず、家老野間筑前家年朝鮮に渡るを恟おそれて曰く「豈、吾が君をして遠く波濤を凌ぎて異域に渡らしめんや、若し、命に違たがふの責あらば、則ち死を此の地に到すとも、何の悔いか、これ有らん」と、既に其の術てだてを為す、群臣多く之に与くみず、久時、野間の言を信じて猶予す、時に老臣西村時安、故ありて屋久島に蟄居す、家長名古屋より帰りて之を聞き、大いに驚きて、彼の島に渡り、具つぶさに時安に告げ、且つ曰く「夫れ台命に背いて朝鮮に渡らずば、将士の者孰だれか其の罪を免れんや、然るに君、野間の言を信じ、群臣も亦同ず、之を奈何いかんすれば則ち可ならん、足下熱々つらつら之を慮おもんばかれ」と、時安、これを聞いて曰く「嗚呼、此かくの如くんば則ち家を滅せんこと必せり、臣とし諫めざるべからず、吾子ごしは当家の元臣、最も宜しく之を謀るべし」と、即ち与共ともに種子島に帰り、而して切に諫む、久時、忠言を聴いて乍たちまち非を悔い、朝鮮に渡ることを決す、時安、家長大いに喜びて、速やかに艤を為す、 ○久時病に嬰かかりて朝鮮に渡ること能はず、因って時安、家永をして軍士を率いて先づ赴かしむ、9月24日、此の地より港を開ふなでして11月15日釜山浦に着船す、金海(義弘公の陣所)に至り、上言して曰く「久時、病に嬰かかりて期に赴くこと能はず、故に軍士を遣わして先づ到らしむ」と、是を以て期に後るゝの罪を宥さる、而して各々処々に於て軍功を励む、 ○10月、久時將に港を發せんとする比ころほひ、城ノ浜に於て馬より落ち、佩刀を以て傷きずつけ、甚だ痛む、年を越えて愈いゆ、
天正9年(辛巳)	1581	記載なし
永禄12年(己巳)	1569	○慈遠寺の祖師堂再興す(願主、松下土佐次親、大工、鮫島飛弾家尚)
弘治3年 (丁巳)	1557	○蒲生、北村、菱刈、祁答院、東郷の衆、蜂起す、時に太守公の軍に属して、西村越前守時安、日高紀伊守宗俊、莖永孫左衛門、安納隠岐守等力戦す、時に時安、宗俊、蒲生大手口に於て軍功、衆に冠たり、 ○10月21日、叙爵の事を以て、近衛晴嗣卿の書、本能寺日承に達す、日承以て副書して時亮に贈る
天文14年(乙巳)	1545	○6月14日、2合船帰朝す、
天文2年(癸巳)	1533	記載なし

永正18年または大永元年 (辛巳)	1521	○7月12日、琉球荷来り、妙満寺帰る、三司官の書翰2通、 ○10月13日、本源寺再興す、 ○10月15日、忠時の母卒す、法号玉信院殿日砌、 ○11月16日、將軍義晴公の管領細川右京大夫高国、 ○11月29日、本源寺祖師堂を造る、
永正6年 (己巳)	1509	記載なし
明応6年 (丁巳)	1497	○12代忠時、秋、上洛す、弓馬及び歌、鞠の伝を受けんが為なり、
文明17年 (乙巳)	1485	○12代忠時、6月、太守忠昌公に属し、伊東祐国と飢肥に戦ひて功大なり、公、之を賞したまひ、諱字を賜ひて忠時と号せしむ、
文明5年 (癸巳)	1473	記載なし
長禄5年または寛正元年 (辛巳)	1461	記載なし
文安6年または宝徳元年 (己巳)	1449	記載なし
永享9年 (丁巳)	1437	記載なし
応永32年 (乙巳)	1425	○乙巳1月21日、久豊公薨じたまふ、法号義天存忠、清時、時長、時眞、麩府に到りて之を弔す、
応永20年 (癸巳)	1413	記載なし
応永8年 (辛巳)	1401	○9代時長、辛巳生る、
元中6年または嘉慶3年または 康応元年 (己巳)	1389	記載なし
天授3年または永和3年 (丁巳)	1377	記載なし
正平19年または貞治4年 (乙巳)	1365	記載なし
正平7年または文和2年 (癸巳)	1353	○8月、時充、將軍義詮卿の命を奉じ、日向ノ国の兇徒を攻撃して功あり、感書を賜ふ、(元祖信基、肥後守と号するを以て氏を肥後と云ふ)

鉄砲館企画展「巳年」展 展示公開資料

令和6年(2024)12月 種子島開発総合センター「鉄砲館」作成

出典 種子島家譜第1巻～第6巻